

2023年（令和5年）2月21日

山梨県知事  
長崎 幸太郎 殿

適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者機構日本  
代表理事 佐々木 幸孝

## 違約金条項を設定した山梨県地域枠等医師キャリア形成プログラムの適用に係る契約 に関する申入書

私ども消費者機構日本（以下、「当機構」といいます。）は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為の是正申入れ、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の拡大防止を図ることを目的に、消費生活の専門家、法律の専門家及び消費者団体などから構成されている特定非営利活動法人です。また、消費者契約法第13条に基づき、内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。詳しくは同封のパンフレットをご覧ください。

この度、当機構に対し、貴県の「地域枠等医師キャリア形成プログラムの適用に係る契約」に関する情報提供があり、当機構において検討した結果、下記の問題点があるとの結論に達しました。

そこで、当機構は、貴県に対し、消費者契約法第12条に基づき、下記のとおり、申入れを行います。

つきましては、本書面に対する文書による回答を3月24日までに当機構にお寄せください。（回答書には、本件に関する貴県の担当窓口、担当者名、住所、電話番号、FAX番号、E-Mail アドレスをご記載ください。）

なお、本件につきましては、一定の結論が出た段階で、本書面の内容並びに貴県のご回答の有無及び内容等を当機構のホームページ等に公表いたします。

また、当機構は、消費者契約法第23条第4項に基づき、本書面の内容と結果を消費者庁に報告いたします。そして、消費者庁は、消費者契約法第39条に則り、その報告内容を公表する場合があります。

### 記

#### 第1 申入れ事項1

##### 1 申入れの趣旨

貴県地域枠等医師キャリア形成プログラムの適用に係る契約（以下、「本件契約」という。）第4条を削除することを求めます。

第4条 「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなったと認められる場合、その理由が生じた日の属する月の翌月末日までに違約金として8,424,000円を支払わなければならない。」

## 2 申入れの理由

### (1) 消費者契約法10条による申入れ

#### ア 本件契約の性質と消費者契約法10条

本件契約は、医師国家試験に合格した医師と山梨県知事とのキャリア形成プログラム参加契約であり、消費者契約です。山梨県キャリア形成プログラムでは、同プログラムの目的が貴県内の医師不足、また医師の地域及び診療科偏在の是正にあると述べられており、この契約は、消費者である地域枠受験生ないし学生に対する修学貸与金貸金契約と一体として運用されている契約です。

そのため、キャリア形成プログラムを医師である消費者が途中で継続できなくなった場合は、本件契約で定められた違約金842万4000円のみならず、修学資金936万円に10%の利息をつけて返還することになり、プログラム1年目で途中で継続できなくなった場合は、継続できなくなった事由が発生した月の翌月までに1778万4000円という高額の支払義務を負うこととなっています。また、5年後に継続できなくなった場合でも、利息が違約金減額分と同額加算されるため、やはり1778万4000円の支払義務を負います。

もともと、修学資金の貸与を受ける学生である消費者は、金銭的余裕がない場合が多く、さらにキャリア形成プログラムに9年参加すれば一切の返済を免れるという前提で全く返済もしていないのが通常ですから、途中で継続できなくなった理由が生じた月の翌月に1778万4000円もの一括返済をすることは相当に困難です。またすぐに返済できなければさらに10%の利息が加算され、卒業後年数との関係では支払総額が2340万円になると示されています。

ですから、「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった場合」すなわち医師である消費者がプログラムを継続することができないこととなれば、相当酷な不利益を消費者は被る一方、貴県は、国の基金から資金を捻出しているだけで、元本である修学資金936万円に通常の利息（長期金利+アルファ、もしくは法定利息3%）の返済があれば、修学資金の点では何ら損失がないという利益状況にあります。

消費者契約法第10条は、「法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。」と定めています。

従って、本件契約が消費者契約であるので、本件契約第4条が消費者契約法第10条により無効であるとすれば、削除していただかなければなりません。

#### イ「法令中の公の秩序に関しない規定」について

上記のように本件契約はキャリア形成プログラムの履行を目的とする契約です。

キャリア形成プログラムは貴県が医師である消費者にプログラム参加という事務を委託する契約であり、民法656条の準委任契約に相当する契約ですので、民法の委任の規定が準用されます。

民法第651条は、第2項で、相手方の不利な時期に解約した場合は、やむを得ない場合以外は損害賠償請求をすることと定めています。この条項は任意規定ですから「法令中の公の秩序に関しない規定」に該当します。

本件契約4条の「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった場合」とは、医師である消費者が諸般の事情によりプログラム継続の意思がなくなりそれを貴県に告げた場合、そして貴県が医師の意思にかかわらずその状況を見てプログラム継続に耐えない事情がある場合などを含んでいると考えられます。後者の場合には免除規定が設けられていますので、問題となるのは、前者です。

前者の場合は、医師である消費者からの本件解約申入れが先行しており、これに対して貴県が「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった場合」と判断し、違約金を課すという事実の流れとなります。

従って、本件契約第4条は、民法第651条第2項の適用場面と重なっています。

そこでこの民法の条項と比較して、本件契約の違約金条項を検討することとなります。

#### ウ「消費者の権利を制限し又は義務を加重する消費者契約の条項」

824万4000円の違約金が消費者の義務を加重するかを検討すると、まず民法第651条第2項の損害賠償額は、実損と考えられています。

従って、違約金といえども、実損を超えていれば、民法651条第2項に比して義務を加重する消費者契約の条項といえることができます。

例えば貴県のキャリア形成プログラムの履行を医師である消費者が中途解約により中断した場合は、他の医師を探すという貴県の損害は生じるかもしれませんが、それ以上の損害は生じないと考えられます。

そして、本件契約でキャリア形成プログラムを断念した場合は、修学資金936万円とこれに10%の利息を付して返還することとなっています。金銭債務の遅延損害金は法定利息3%ですが、これを超えて7%追加して支払うので、1年で65万5200円ほど通常の遅延損害金に追加して支払うこととなっています。

そこで、別途医師を招聘する場合に貴県の被る損害を検討してみますと、研修医2年目の年収は500万円程度と推定され、医師紹介料は給与の20%が相場と言われているので、医師である消費者がキャリア形成プログラムを1年で断念したとして、

100万円程度の紹介料が損害として発生すると考えられます。

しかし、キャリア形成プログラムは、医師である消費者の能力向上の趣旨もあるので、中断による全ての損害を消費者に負わせることは公平ではないといえます。

従って、医師である消費者は、10%の利息を支払うことで十分に実損を填補しており、それ以上にきわめて多額の違約金を支払うことは消費者の義務を加重する条項であると解されます。

別の観点から補足するとともに医師である消費者の権利には職場に関する自己決定権、結婚や子育て、介護に関する自己決定権があります。確かにキャリア形成プログラムは消費者である医師の能力向上を図る消費者の利益になるプログラムという側面はありますが、それは山梨県の医師不足解消を目的とするところに本意があり、それは厚労省の資料でも明らかです。

むしろ、キャリア形成プログラムでは、医師不足の解消が求められる診療所やへき地の病院に勤務することが組み込まれており、職場に関する自己決定権を制限するものとなっています。

そして、キャリア形成プログラムが9年間もの長きわたるものであり、ライフイベントの関係で履行できなくなる場合が契約時から想定され、そこに「やむを得ない理由」があると認められない場合に違約金の定めがされており、プログラムの履行を強制する効果を有しています。すなわち、高額な違約金を定めることで、特に経済的に余裕のない医師をプログラムに縛り付ける効果を有するということです。

従って、消費者契約法10条の「法令中の公の秩序に関しない規定」としての民法521条による「契約自由の原則」（転職の自由を奪う）及びいつでも委任契約を解除できるとする民法651条1項 からみても医師である消費者の権利を制限する条項であるといえます。

エ「民法第1条第2項に規定する基本原則」に反して「消費者の利益を一方的に害している」か

民法第1条第2項に規定する基本原則とは信義誠実の原則を言います。

この信義則の判断は、「消費者である賃借人と事業者である被上告人の各利益の間に看過し得ない不均衡をもたらし、当事者間の衡平を害するものであるから、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものである」というべきである。」と最高裁令和4年12月12日判決で判断されたように、各当事者の利益の間に看過し得ない不均衡をもたらし、当事者間の公平を害しているか、という観点から行います。

本件契約の目的は、「キャリア形成プログラム」の履行を促すところにあります。貴県の医師不足解消こそがキャリア形成プログラム制度ができた目的です。

確かに、キャリア形成プログラム自体は、医師である消費者の希望も考慮することとなっていますが、「配置計画」とあるように、貴県が医師を医師不足の病院・診療所に

計画的に配置する構造に変わりはありません。そして、修学資金を貸与された医師である消費者は、その勤務を履行すれば、936万円全額の免除を受けられるという利益があります。

その利益を放棄してキャリア形成プログラムを断念するということは、医師である消費者にとって、やむにやまれぬ事情があると考えなければなりません。

そして、そもそも医師の労働者としての側面を考慮すれば、6年間の貸与期間の1.5倍である9年間という前記研修、後期研修含めた期間を貴県の医療機関に従事させ、実質的に5年以上の就労期間を定めることや（労働基準法第14条第1項）、賠償予定をして解約の自由を違約金で実質的に奪うこと（同法第16条）にほかなりません。貴県が直接雇用する場合でないとしても、貴県が管轄する医療機関への就業を強制している点で、強制労働禁止（労働基準法第5条）、賠償予定禁止（同法第16条）の趣旨に反していると考えます。労働契約の判例としても、徳島健康生活協同組合事件（高松高判平15.3.14 労判849号50頁）、日本ボラロイド事件（東京地判平15.3.31 労判849号75頁）のように違約金条項が無効とされた例があります。

さらに前借金をさせて労働を条件として債務を免除すること（同法第17条）は労働基準法の脱法になる可能性があること、違約金以外に民事法定利率の3倍以上の年10%という高額な利息を支払わせること、一時中断事由が生じた日の属する月の翌月末日までに支払うという過酷な支払期限が設定されていること、山梨県以外の都道府県貴県では違約金を定めたキャリア形成プログラムがないこと、厚生労働省医政局の「キャリア形成プログラム運用指針」（以下、本件指針という。）も虚偽の中断事由を申告した場合にのみ違約金について指摘しているだけであることからすれば、消費者たる医師が諸般の事情により同プログラムを継続する意思が無くなった場合の違約金の定めをすること自体が労働基準法の趣旨や本件指針と比較して就労に関する自己決定権を侵害するものであり、この違約金を課されることによって医師である消費者が生活に支障をきたし自己決定権を奪われる多大な不利益を被ることとなります。

他方、貴県は、医師配置計画に支障をきたすわけですが、医師紹介制度の利用も可能であり、違約金がなくとも10%の利息を取得すれば紹介料の支払いも可能であることからすれば、例示からして「履行不能」の「やむを得ない理由」の場合のみ免除規定を置いて違約金を課すことは、貴県と医師との各利益の間に看過し得ない不均衡をもたらし、医師である消費者の利益を一方的に害するものと判断できます。

よって、違約金条項は消費者契約法第10条に反し無効ですから、削除を求めます。

## （2）消費者契約法9条1号による申入れ

消費者契約法9条1号は「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業

者に生ずべき平均的な損害の額を超えるもの「当該超える部分」は無効である旨を定めています。

例えば医師である消費者が諸般の事情によりプログラム継続の意思がなくなりそれを貴県に告げ、貴県が当該消費者たる医師のプログラム断念の申入れに対し「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった」と判断した場合、本件契約第4条は、貸与金の返還と利息の支払いを求めるとともに、違約金の支払いを求める内容を含んでいます。これは消費者である医師から貴県に対して、キャリア形成プログラム自体を将来に向かって解除したことを理由として、貴県が違約金を請求することに他なりません。このことから、本件契約第4条はキャリア形成プログラム契約の解除に伴う違約金の定めであるということが出来ます。

キャリア形成プログラム契約が解除されたとしても、前述したように貴県は貸与した元本に利率10%という高率な利息を収受できるのですから、損害が生じているとも考えられないにもかかわらず、1年目であれば842万4000円もの違約金を取得することになるのですから、全額が平均的損害を超える違約金であると考えられます。

よって、本件契約第4条は、消費者契約法9条1号に抵触しますので、その削除を求めます。

## 第2 申入れ事項2

### 1 申入れの趣旨

本件契約第1条第2項なお書きを削除することを求めます。

「なお、結婚、介護、子育て（産休及び育休期間は除く）等はやむを得ない理由として考慮しない。」

### 2 申入れの理由

#### (1) 同規定の意義

同規定は、契約期間の延長を認めない場合のやむを得ない理由を定めたものです。

すなわち、結婚、介護、子育て（産休及び育休期間は除く）というライフイベントがある場合に、キャリア形成プログラムを断念せざるを得ないという規定となります。

通常、この理由で職業生活を断念するのは、女性です。医師になったばかりの年齢の男性は一般的に結婚、介護、子育て（産休及び育休期間は除く）という理由で職業生活を断念することはほとんどないでしょう。

第1の申入れで述べたように、消費者契約法第10条により同規定が無効となる理由について以下述べます。

#### (2) 「法令中の公の秩序に関しない規定」について

本件契約第1条第2項は、契約期間の延長に関する条項です。

本件契約は、貴県が医師たる消費者に対してキャリア形成プログラム参加という法律行為でない事務の委託をするものであり、準委任契約として、民法第651条が準用されると解されます。この条項は任意規定ですから「法令中の公の秩序に関しない規定」に該当します。

(3) 「消費者の権利を制限し又は義務を加重する消費者契約の条項」について

民法第651条第2項は、中途解約時に「やむを得ない事由」があった場合は損害賠償を免れるという規定です。「やむを得ない事由」があるか否かは、諸般の事情を考慮して総合的に判断される事項であり、本来、「やむを得ない事由」があると判断されるべき場合でも当該条項により、同条同項に該当しないことになるのであれば、本来負わない損害賠償義務を負うことになるのですから消費者の義務を加重することになります。

本件では、後述のとおり介護や子育て等は本来「やむを得ない事由」としてプログラムの延長が認められるべきところ本件契約第1条第2項により「延長」を認められずに実質的には解約を余儀なくされることにより、「やむを得ない事由」によって民法上損害賠償の支払義務を負わない場合であっても824万4000円を支払うこととなり、第1の申入れと同様に、民法651条第2項に比して消費者の義務を加重することとなります。

本件指針では、「2. キャリア形成プログラムの内容(4)カ」において、「対象医療機関等の設定に当たっては、家族の介護等の特別の事情がある場合には、例外的な医療機関等に就業することを認めることとする。」と指針が示されており、「5. 修学資金 ウ」でも、「都道府県が修学資金を貸与した医師は、家族の介護等のやむを得ない事情がある場合を除き、キャリア形成プログラムを満了することを返還免除要件とすることとする。」と示されており、介護や子育てを考慮することが指針として示されています。

これは、対象医師の子育て、介護というライフステージを考慮するべきであるという指針であって、育児介護休業法に配慮した指針であると考えられます。

このように、キャリア形成プログラムの履行を目的とする本件契約では、これらの事項を考慮することがプログラムの性格上求められているといえます。

それにもかかわらず、介護、子育て(産休及び育休期間を除く)を延長の「やむを得ない理由」として「考慮しない。」という当該条項は、育児介護休業法第4条及び本件指針に反し、就労における自己決定権を侵害するもので本件契約の趣旨に反します。

介護、子育て(産休及び育休期間は除く)は社会通念上本来「やむをえない理由」として中断が認められて然るべきであり、当該条項により、これらが考慮されず同プログラムを延長することができず、解除を余儀なくされて違約金を含む損害賠償の支払いを余儀なくされるのですから消費者の義務を加重するものといえます。

(4) 「民法第1条第2項に規定する基本原則」に反して「消費者の利益を一方的に害している」か

当該条項の適用が無い場合と比較すると、当該条項がなければ民法上は「やむを得ない場合」として、同プログラムの期間を延長して損害賠償を免れる可能性があるにもかかわらず、当該条項により同プログラムを中断して延長ができないため違約金と同時に 936万円の元本及び10%の利息を付して一括返済する損害賠償義務を負う結果となり、そのような過酷な結果を負わせることは、貴県のキャリア形成プログラムに医師不足解消目的があり、公益的目的があるとしても、医師である消費者と貴県との利益状況の間には看過し得ない不均衡があるといえますので、信義則に反して消費者を一方的に害していると考えます。

#### (5) 結論

従って、本件契約第1条第2項なお書きは、消費者契約法第10条の各要件を充たし、同条に反し無効ですので、削除を求めます。

以上

同封資料 消費者団体訴訟制度パンフレット

<本件に関する問合せ先>

消費者機構日本 専務理事 板谷伸彦、専門委員 磯辺浩一  
〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 主婦会館プラザエフ 6階  
TEL 03-5212-3066 FAX 03-5216-6077  
メールアドレス isobe@coj.gr.jp